

医療法人穂仁会一般事業主行動計画

職員が能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい職場環境の整備のために行動計画を策定する。

1. 計画期間： 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 計画内容

目標 1 男性職員の育児休業（出生時育児休業を含む）の取得率を 60%以上に
する

[対策]

- ・ 令和 8 年 6 月 ～ 管理者会議等において制度の周知・啓発を実施
- ・ 令和 8 年 12 月 ～ 取得状況の把握と更なる取得拡大に向けての啓発の継続

目標 2 職員の所定外労働時間を月平均 5 時間未満とする

[対策]

- ・ 令和 8 年 7 月 ～ 部門毎で時間外労働の指示及び申請のルールを明確にする
- ・ 令和 8 年 8 月 ～ 法人全体での時間外労働申請におけるシステム活用の検討
- ・ 令和 9 年 1 月 ～ 部門毎での半年毎の進捗確認を行う

目標 3 職員の年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6 日以上とする

[対策]

- ・ 令和 8 年 7 月 ～ 部門毎で年次有給休暇の取得状況を把握する
- ・ 令和 8 年 10 月 ～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する

目標 4 男女の平均勤続年数を 10 年以上とする

[対策]

- ・ 令和 8 年 8 月 ～ 結婚・妊娠時の出産後の働き方については適宜、キャリアアップの意向については年 2 回、上司と面談を行う